(趣旨)

第1条 市の交付する「宇都宮市フードシェアリングサービス利用促進事業補助金」 (以下「補助金」という。)については、宇都宮市補助金等交付規則(昭和41年規 則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところ による。

(目的)

第2条 この要綱は、第4条に規定する補助対象者に対し、補助金を交付することにより、第3条第2号に規定するフードシェアリングサービスの利用を促進し、本市における食品ロスの削減に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 小売店舗等 スーパーマーケットその他の小売店舗,飲食店又はホテル内レストラン等をい う。
 - (2) フードシェアリングサービス 小売店舗等において売れ残りになりそうな食品と消費者をマッチングさせる ことにより、食品ロス削減につなげるサービスをいう。
 - (3) サービス提供者 前号のフードシェアリングサービスを提供する事業者をいう。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の対象者(以下「補助対象者」という。)は、市内に小売店舗等を有する法人又は個人であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 本市が連携協定を締結するサービス提供者が提供するフードシェアリングサービスに登録した小売店舗等を有していること。
 - (2) 前号の小売店舗等が宇都宮市エコショップ等認定制度実施要綱(令和4年4月 1日施行。)第2条に定める「宇都宮市エコショップ認定店」又は「宇都宮市エコ レストラン認定店」に認定されていること。
 - (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、契約手数料、印刷製本費その他のフードシェアリングサービス(本市が連携協定を締結するサービス提供者が提供するものに限る。)の利用開始に要した費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とする。ただし、第4条第2号の 認定を受けた小売店舗等1店舗につき上限を10,000円とし、1回の申請を限 度とする。

(補助金の交付申請等)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「交付申請書(実績報告書兼交付請求書)」(様式第1号。)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象経費の支払日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならならない。
 - (1) 小売店舗等一覧表(様式第1-2号)
 - (2) フードシェアリングサービスの利用を開始したことが分かる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助 金の交付の可否を決定し、交付決定通知書(様式第2号)又は不交付決定通知書(様 式第3号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。
- 3 第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第15条第3項の規定 による書類の提出があったものとみなす。

(交付決定の取消)

- 第9条 市長は、補助対象者が次の各号に掲げる場合のいずれかの場合に該当すると きは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
 - (1) 補助金の交付の条件に違反していることが判明したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
 - (3) この要綱に違反する行為があったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 補助対象者は,交付決定の取消を受けた時点において,既に補助金を受領している場合,市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月30日から施行する。